

令和元年度

高鍋町教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価等報告書
(平成31年4月～令和2年3月)

令和2年9月

高 鍋 町 教 育 委 員 会

【自己点検・評価の考え方】

平成20年4月1日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととなった。

そこで高鍋町教育委員会では政策効果を把握し、必要性、効率性等の観点から自ら評価を行い、その結果を公表することは、政策立案を的確に行うとともに、住民に対する説明責任を果たす上で重要であることから、法の趣旨にのっとり具体的な内容の点検・評価を行うこととした。

【点検・評価の項目について】

評価シートを次の3つの大項目に分類した。

- 1 教育委員会の活動（点検・評価シートNo.1）
教育委員会の運営状況等を評価する項目とした。
- 2 教育委員会が管理執行する事務（点検・評価シートNo.2）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定している教育委員会の権限に属する事務のうち高鍋町教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則で教育長に委任されていない事務を評価する項目とした。
- 3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務（点検・評価シートNo.3-1, No.3-2）
高鍋町教育基本方針に基づき、教育長が委任を受けた事務の中から、高鍋町事務事業評価の対象となる事務事業を点検・評価項目とした。法令等の定めにより当然実施しなければならない事務事業は点検・評価項目から除いている。

【点検・評価の基準について】

点検・評価については実現度を次のAからDの4段階とした。

- | | |
|--------------|--------------|
| A・・・達成している | (90%以上) |
| B・・・ほぼ達成している | (70%以上90%未満) |
| C・・・概ね達成している | (50%以上70%未満) |
| D・・・達成していない | (50%未満) |

項目によっては年度で該当がないことがあるが、その場合は項目の説明に「該当する事例はなかった」と記し、評価しないこととした。

点検・評価の実現度について項目ごとに第三者の意見も含め、できるだけわかりやすくその理由を記述することとした。

【自己評価結果に対する学識経験者の意見について】

学識経験を有する第三者から、自己評価結果を基に教育施策や自己評価のあり方等について、総合的な意見を求めることとした。その際、各学校からの学力テストの結果及び分析資料を添付することとした。

【議会への報告について】

議会への報告については、毎年9月決算議会に前年度の教育施策の展開状況についての点検・評価の結果を報告することとする。

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.1

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の運営に関すること	①教育委員会会議の開催回数	A	定例会は会議規則に則り、毎月1回開催した。 7月に令和2年度使用小中学校用教科用図書採択に関する臨時会、3月に教職員の人事異動の内申に関する臨時会を開催した。
		②教育委員会会議の運営上の工夫	A	教育委員会の会議資料は遅くとも3日前までに各委員に配付し、十分に内容を把握した上で会議に臨めるよう配慮し、会議の効率化を図った。議案協議終了後に、学校教育等を取り巻く課題、現状等についての説明、意見交換等を行うなど、時間の有効活用を図った。(教科・領域別部会研究構想について、教育員会事務所の移転計画について、教職員の働き方改革の現状について、スクールソーシャルワーカーの配置について等協議)
	(2)教育委員会の会議の公開等に関すること	①会議等の公開、広報、公聴活動	B	定例会開催について告示しているが、会議の傍聴者はなかった。 議事録については、翌月の定例会で承認を受けた後、速やかに町ホームページを更新している。
	(3)教育委員会と事務局との連携	①教育委員会と事務局との連携	A	教育委員会と事務局の関係は良好で会議における議事進行もスムーズに行われている。会議以外の場においてもしっかり連携はとれている。
	(4)教育委員会と首長との連携	①教育委員会と首長との連携	A	首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために高鍋町総合教育会議を令和2年3月に開催し、各教育委員の意見も踏まえた上で高鍋町教育大綱の見直しを行っている。 その他、重要案件については、常に町長部局との報告・連絡・相談に努め、連携を図っている。
	(5)教育委員の自己研鑽	①研修会への参加状況	A	例年同様、5月に東京で開催された全国町村教育長会定期総会へ教育長が参加した。市町村教育委員会連合会が主催する研修会にも積極的に参加した。本町教育委員会が事務局を務めた児湯地方教育委員会連合会においては、特別支援教育をテーマとする夏季研修及び明星視覚支援学校への視察研修を企画実施するなどして、研修を通して教育委員としての自己研鑽を促すことに努めた。
(6)学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問	A	県教育委員会支援チームと連携した「重点支援訪問」と教育事務所に派遣要請をかける「計画訪問」、「町教委が単独で行う支援訪問」の3種類の支援訪問を実施した。 重点支援訪問では、高鍋西中学校(2年目)、高鍋東中学校(1年目)を指定し、年3回の授業参観及びフィードバックを全職員に行った。また、3回の重点支援訪問の間にも「つなぎの授業」を実施し、町教委指導主事も入りながら校内で独自に授業参観やフィードバック、グループ協議などを行い、授業力改善に努めた。さらには、高鍋西中学校では、2年間の重点支援訪問校における研究の成果を町内の教員に公開し、授業の在り方等について理解を深めることができた。 計画訪問では高鍋西小学校を、町教委単独の支援訪問では高鍋東小学校を訪問し、全職員の授業参観を行った。教育的課題についての協議を行ったりするとともに、協議の中で指導主事や教育委員も一緒に参加し協議を深めることができた。	
	②所管施設の訪問	B	社会教育施設の現状確認とさらなる有効活用を図ることを目的とし、令和元年11月に高鍋町美術館と歴史総合資料館の現地視察を実施した。	

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
2 教育委員会が管理執行する事務	(1) 教育行政の運営に関する基本方針を定めること	①本町の伝統・文化、自然などの資源を生かして郷土を愛する心や思いやりの心、感動する心を育む学校教育の推進	A	藩校明倫堂で学ぶための基本的な決まり事を記した「明倫堂学規」を現代の生活様式に合わせて見直した「新明倫の教え」を各校の教室に掲示、朗読を行うなどして、実践化を図っている。 また、郷土の偉人である石井十次については、人間愛の精神を学び、思いやりの精神と実践力のある町民の育成をめざすため、石井十次小伝等を活用した学習、石井十次関係行事への参加を継続して行っている。
		②学校・家庭・地域が連携した健全な青少年育成の推進	B	PTA連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、青年団、スポーツ少年団等活動の支援、家庭教育学級の開催等を通して、学校・家庭・地域が連携した健全な青少年育成に努めた。 また、コミュニティスクール(学校運営協議会制度)事業は7年目に入り、学校と保護者、地域住民と信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成等、学校を核としたまちづくりに取り組んでいる。
		③町民がそれぞれのニーズに応じて学習でき、習得した知識技能を講師となって生かすことのできる生涯学習の推進。	A	公民館、美術館、図書館、資料館において各種教室、講座、イベント等を開催しており、講座等に関しては、その成果を発表する場を設けるなど、町民ニーズに応じた広範囲な学習機会の提供を行うことができた。 講師の後継者育成について、公民館講座に関してはそれぞれの教室等に委ねているのが現状であり、その他の施設については、講師育成までは至っていない。しかしながら、高鍋湿原に関しては、「湿原ボランティアガイド養成講座」の開催により毎年数名のボランティアガイドが誕生している。令和元年度については1名。
	(2) 教育委員会規則及び規程を制定し、又は改廃すること		A	社会教育課関係では、施設の利用促進を図るため、美術館の町内小中高生等の観覧料無料化や資料館等との共通観覧廃止等、高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例等の一部改正を行った。その他、消費税率及び地方消費税率の改定等に伴う関係規則の整理に関する規則等の制定を1件、文化施設や社会教育運営の円滑化のため町立高鍋図書館管理規則等の一部改正を4件、廃止を1件、要綱の制定1件、一部改正を1件行った。 教育総務課関係では、学校教育の充実に向けて、研究期間の無制限延長を可能とするため町教育研究所設置及び管理に関する規則を一部改正、会計年度任用職員制度導入に伴う関係規則及び関係要綱の改正・廃止、町立学校ハラスメントの防止に関する要綱、部活動指導員配置要綱、部活動検討委員会設置要綱の制定を行った。
	(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること		A	町議会に上程する予算原案、条例案については、事前に定例委員会に諮り、審議・決定を行った。
	(4) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、または廃止すること			該当する事例はなかった。
	(5) 県費負担に係る校長の任免その他の人事の内申に関すること			該当する事例はなかった。
	(6) 県費負担に係る教職員の人事の内申に関すること		A	令和2年3月末の人事異動に係る校長を除く教職員の異動の内申について、県教育委員会、町教育委員会及び校長の三者で協議を行った。
	(7) 教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること		A	各種委員会委員の選任については、教育長提案のとおり承認された。
	(8) 教科用図書の採択の決定に関すること		A	令和元年度は、令和2年度小学校使用教科用図書(国語・書写・社会・地図・算数・理科・生活・音楽・図工・家庭・保健・道徳・外国語)の採択の年であり、児湯採択地区協議会の事務局を高鍋町が担当し、協議会や専門委員会等の準備・運営等を行った。初めての事務局担当ということで先が見通せない中での膨大な業務であったが、教育総務課員全員で役割分担等しながら採択業務を進めることができた。また、令和2年度中学校使用教科用図書(全教科)については、これまで使用している教科書を令和2年度まで使用することについての決議を行った。この児湯地区採択協議会における採択を受けて、7月の臨時教育委員会において承認を行うとともに、9月1日に採択結果等の公表をホームページにより行った。
	(9) 通学区域を設定し、又は変更すること			該当する事例はなかった。
(10) 文化財を指定し、又は指定を解除すること			該当する事例はなかった。	
(11) 請願、陳情、訴訟及び異議の申し立てに関すること			該当する事例はなかった。	

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-1

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務	(1)郷土高鍋を愛し、自分に対する自信や誇りをもつ子どもをばぐむ学校教育	①外国語指導助手派遣事業(ALT)	A	前ALT(イギリス出身)が令和元年7月末で3年間の勤務を終え帰国し、代わってアメリカから2名のALTが来日し、勤務を開始した。これまでALTが一人で4校に派遣され、外国語専科職員や担当職員と授業を行ってきたが、今回から2名体制となったため、ALTの担当区を東区(東小中学校)と西区(西小中学校)に分けての派遣が可能となり、各学校への派遣回数も倍増した。ALTの計画的な派遣を行い、担当職員とのチーム・ティーチングの授業を実施することで、外国語や異文化に対する児童生徒の興味・関心や学習意欲が高まり、国際理解をより深めることができた。また、教職員の資質向上が図られ、外国語教育の充実に繋がった。中学校では夏季休業中にALTが東児湯英語暗唱弁論大会に出場する生徒に対して、継続的な指導を行った結果、暗唱の部に於いて、優秀賞が2名(東中1名、西中1名)、弁論の部に於いて、最優秀賞が1名(東中)選ばれるという素晴らしい成果を挙げることができた。
		②教育研究所事業	A	町教育委員会は、令和元年度より町内小中学校4校の全教職員が小中9年間を見通した学習内容や指導方法等について教科・領域に分かれ、研究を進める「高鍋町小・中学校 教科・領域別部会」を設置した。これに関連して、当研究所は、教科・領域別部会に先立ち、各部会の研究の進捗状況を把握して、研究を補助する研究機関として活動を始めた。しかし、各部会の取組もそれぞれ異なったものである中で、各研究員が複数の部会に所属したため、これらをグループ研究として進めていくことは非常に難しかった。そこで、後半からは、各研究員が実践している取組を各学校ごとに持ち寄り、動画視聴等を通して、取組に対する協議を行った。これにより、他教科や他校種の研究員から色々な意見やアイデアがもらえ、研究員の資質向上を図ることができた。
		③米沢市・高鍋町少年少女交流事業	A	高鍋町の姉妹都市である山形県米沢市と本町の小学生(米沢市8名・高鍋町8名)が、それぞれの地を隔年ごとに訪問交流し、それぞれの自然・文化に触れながら相互理解を深めつつ、姉妹都市となった由縁である秋月家・上杉家ご両家の関係や歴史、上杉鷹山公など先人たちの偉業を学ぶことにより、ふるさとを誇りに思う心、愛する心を育むことを目的とし、交流を行っている。令和元年12月12日(木)～15日(日)の日程で、高鍋町小学5年生の児童8名が米沢市を訪問し、松岬神社・上杉神社・博物館見学・図書館等の見学やスキー・民芸館での絵付け体験等を行い、米沢市の自然や文化に触れながら交流することで、姉妹都市についての関心、理解を深めるとともに、お互いを思いやる心豊かな児童を育成することができた。
		④小・中学校音楽祭	A	令和元年11月12日(火)、町内小中学校4校が参加し音楽祭を開催した。各学校から楽器の搬入の数が多く、楽器の運搬や配置に苦慮したが、その分、迫力ある演奏を披露することができた。また、合唱についても日頃の練習の成果を十分に発揮し、美しいハーモニーで保護者や町民の方など観客を魅了した。中学校の吹奏楽部(東中34名、西中21名)は、音楽教諭及び吹奏楽部顧問の日々の指導の下、素晴らしい楽曲を披露。ヒット曲メドレーなども演奏し、軽快なリズムで会場を沸かせた。元年度の初めての取組として、音楽祭の最後に吹奏楽部の伴奏で出場者と来場者全員が「ふるさと」を合唱した。会場全体が温かい雰囲気に包まれ、終了することができた。
		⑤適応指導教室事業	A	適応指導教室については、「なでしこルーム」の名称で、対人関係や学習不適応による悩み、家庭の問題等の様々な理由で学校に登校できない児童生徒を対象に、学校復帰を目標に少人数の個別指導を行っている。具体的には、教育相談員1名、訪問支援員2名が学習支援指導を行うとともに、他者との関わり等のアドバイス等もしている。また、高鍋町子ども家庭支援センター「みらい」の職員やスクールソーシャルワーカーも定期的に訪問し、対象児童生徒への支援に当たっている。昨年度は、小学生4名、中学生10名が当教室に通級し、徐々に学校への登校することができるようになった児童生徒も見られた。一人一人を大切にしたいきめ細かな支援が、児童生徒の心身の安定につながった。
		⑥小中学校教育環境改善事業	B	国の補助事業を活用して、東小第4棟空調改修工事(一部翌年度へ繰越)、西小学校第3棟便所改修工事等を行った。空調機の改修やトイレの洋式化等を図ることにより、児童生徒の学校生活環境の改善を図ることができた。また、6月に発生した大阪北部地震における学校ブロック塀の倒壊による死亡事故受け、緊急安全点検を実施した。この点検において西小学校及び東中学校で既存不適格のブロック塀が確認されたことから、児童生徒等の安全対策のため改修工事を行った。
		⑦学力向上を図る教育の充実	A	各学校において学力検査等の結果を基に学力分析や、町教育委員会が提示した過年度比較、学校間比較、経年比較等の分析をもとに、町教育委員会と管理職のミーティングを実施し、各学校の学力向上に対する指導・助言を行った。また、「教科・領域別部会」を立ち上げ、年10回、全ての小・中学校の教師が教科ごとに集まり、授業改善に関する研修および協議を行ったことで、小・中学校の系統性やつながりを理解するとともに、教材研究や教材開発など授業改善に取り組もうとする意欲が高まった。

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
<p>3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務</p>	<p>(2)学校、家庭、地域住民等が互いに支え合う社会教育の推進</p>	<p>①成人教育・青少年育成事業</p>	<p>A</p>	<p>○【成人教育】各自治公民館婦人部(視察研修)、地域婦人連絡協議会(活動補助)などの活動支援を行った。また、高齢者向けの講座として「高鍋学園」を開催し、「環境」「福祉介護」「人権」等をテーマとした講話や県内の社会教育施設等の視察研修など、年間10回開催した(延べ参加者780人)。 ○【青少年育成事業】子ども会、青年団、ガールスカウトなど青少年育成団体の活動支援を行った。また、リーダー研修(大隅青少年自然の家)、子ども会レクリエーション大会、子ども向け各種教室(夏クラブ・創作活動教室)を開催するなど子どもたちの体験・交流活動、学習活動の場を提供した。その他、町内神社等夏祭り時に、子どもの非行防止及び安全確保のため、小・中・高等学校と連携し、夜間指導を実施した。</p>
		<p>②コミュニティ助成事業</p>	<p>A</p>	<p>○コミュニティ助成事業とは、宝くじ社会貢献広報事業として行われるものである。令和元年度は「一般コミュニティ助成事業」について実施し、各活動時における地域住民の学習意欲の向上、健康増進を図ることができた。 ○実施地区は雲雀山自治公民館で、エアコン、LED照明、冷蔵庫、ガスコンロ、マッサージチェア、ブルーレイレコーダー、液晶テレビ、会席用テーブル、座椅子等の備品を整備。</p>
		<p>③県・町指定文化財の保護・活用</p>	<p>A</p>	<p>○黒水家住宅については、令和元年度は正門扉・味噌蔵庇などの修繕を適宜行った。 ○「秋月墓地」に関しては、平成24年度から社会教育課管理施設環境整備嘱託員2名を通年雇用し、清掃・草刈作業を定期的(3月彼岸前・5月連休前・8月盆前・9月彼岸前・10月灯籠まつり前・年末・その他)に実施した。併せて、関係者や姉妹都市からの墓参り時などに随時、清掃を実施している。さらに令和元年度から業者依頼により、さらに広範囲で細やかな除草作業を実施。通年の清掃により良好な状態を維持することができた。また、令和元年度から観光協会と協働でボランティアによるクリーン活動を行い、文化財保護意識の醸成にもつながった。 ○県指定無形文化財である「高鍋神楽」および高鍋町指定無形文化財である「鳴野棒踊」について、奉納や公演への参加支援、また後継者育成の支援を行うことによりその保存に努めた。 ○特に「高鍋神楽」については、国指定に向けた協議を重ね、令和元年度に記録作成準備調査委員会を東児湯五町で組織して予備調査を行った。なお、次年度から本調査を実施する予定。</p>
		<p>④高鍋湿原の保護・活用</p>	<p>A</p>	<p>○平成24年度から施設環境整備嘱託員2名を通年雇用し、維持管理を行い、良好に保全することができた。 ○定期的な湿原ガイド養成講座の実施により、担い手の育成が図られている。 ○令和元年度の来場者数は、3,327人(記帳者の数/実数はこの約3倍)であった。 ○5月に東西小学校3年生、7月には東中学生や高鍋高校生が授業の一環として来園。ボランティアガイドによる案内を実施。 ○9月に「秋の草花見学会」を実施し、120人の参加があった。</p>
		<p>⑤各種スポーツ大会</p>	<p>A</p>	<p>○スポーツレクリエーション祭、自治公民館対抗のソフトボール、各種バレーボール大会、グラウンドゴルフ大会等を行い、町民の健康と体力の維持増進を図り、明るいまちづくりに効果をあげている。 ○自治公民館対抗の大会における参加数の減少は、地域コミュニティ力の低下が原因と思われる。4月に毎年行っている各地区公民館体育部長研修をはじめ、様々な機会において各種大会への参加を呼びかけた。</p>
		<p>⑥体育施設の整備・充実</p>	<p>A</p>	<p>○体育施設は建設後20年を超えるものが殆どであり、計画的に修繕、工事をを行いながら維持に努めている。今後も計画的に維持修繕工事を進める必要がある。 ○総合体育館においては、老朽化した建物及び設備の性能向上を図るため、事前調査を行い各関係機関と協議を進め大規模改修計画を推進できた。</p>
		<p>⑦公民館事業</p>	<p>A</p>	<p>○通常の各種公民館教室(41教室)を開講。 ○その他、「歴史講座」「園芸教室」「簿記の基礎講座」「子ども生花(3教室)」「高鍋茶道子ども教室」「夏休み子ども教室(3教室/書道・読書感想画・造形)を企画実施。 ○児童から高齢者まで年間延11,787人の受講があり、生涯学習の場を通して自主的な学習や文化活動さらには明るく住みよい地域づくりに推進できた。</p>

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価	
<p>3 教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務</p>	<p>(2)学校、家庭、地域住民等が互いに支え合う社会教育の推進</p>	<p>⑧埋蔵文化財教育普及事業</p>	<p>A</p>	<p>○町内中学校で毎年実施されている「ふるさと探訪」で持田古墳群の現地説明や高鍋町美術館開館20周年記念企画「パラレル・トラベル」の一環で、古墳あるきと古墳箸置きづくり体験を実施したほか、新たに持田古墳群のリーフレットを作成するなど教育普及に継続して取り組んできた。 ○宮崎県、西都市、宮崎市、新富町と合同で古墳文化に関する展示をイオンモール宮崎において実施したほか、世界遺産登録推進事業記念講演へパネリストとして参加。講座や各種事業をととして普及啓発活動に取り組みながら、世界文化遺産としての古墳を考える機会となった。 ○遺物についての展示や説明会の実施を目標に、遺物の保管・整理について継続して取り組みを進めた。</p>
		<p>⑨図書館運営業務</p>	<p>A</p>	<p>○新型コロナウイルス感染拡大防止により1か月の臨時休館があったが、来館者数が約300人増加し、昨年度と同程度の貸し出しがあった。 ○統計上、来館者の少ない毎週水曜日の午後に「Libかふえ(コーヒー、紅茶等の提供)」を実施することで、来館者の増加につなげた。 ○宮崎県が「日本一の読書県」を推進し始めたのを機に小学校と連携して、社会見学に来た西小学校2年生とあわせて、東小学校2年生の希望者に新規に「貸し出しカード」の登録を推進し、39人の児童の新規登録があった。 ○令和元年度から雑誌スポンサー制度を開始し、スポンサー16社から27種類(既存は13種類)の雑誌を配架することができた。</p>
		<p>⑩図書館教育普及事業</p>	<p>A</p>	<p>○東西小中学校の児童、生徒の作品の中から推薦された読書感想画101点の作品展を、美術館において開催した(令和2年2月1日～2月16日)。また、読書感想文55点を編集した読書感想文優秀作品集「白梅」第48号を発行した。「子ども読書まつり」の開催とあわせて、児童生徒の読書指導及び読書意欲の向上を図ることができた。 ○夏休み期間中、図書館で「牛乳パックで万華鏡をつくろう」(約30人)、「親子 de 楽しむ辞書の会」(約10人)と「読書感想文講座」(約10人)を開催、11月には美術館多目的ホールにおいて「第5回Libライブ」(約100人)を開催し、いずれも好評であった。</p>
		<p>⑪古文書修復・解読事業</p>	<p>A</p>	<p>○古文書は高鍋町の歴史を考証するうえで大変貴重な資料である。古文書19,251冊のうち現在7,409冊の修復を終えているが、平成27年度以降は今後の古文書保存の方向性を検討するために、1冊丸ごとの修復は実施しておらず、電子化(データ化)事業を行うための簡易な修復を行っている。 ○解読については1冊を行った。 ○平成23年度から古文書の保存のため電子化(データ化)事業に取り組んでおり、令和元年度は1,036冊の電子化を行い、電子化作業の総数は10,111冊となった。 ○平成30年度から明倫堂書庫と穀堂書庫において、防虫・防カビ対策業務委託を開始し、古文書の劣化を抑えるよう努めた。</p>
		<p>⑫歴史総合資料館教育普及事業</p>	<p>A</p>	<p>○高鍋町内外からの来館者に対し歴史、民俗を紹介し、情報を広く発信することができた。 ○ミニ企画展「ミアニミュージアム」(8/10～9/1 90人)や企画展「お宝発見!!蔵出し展」(10/1～11/15 345人)を開催し、好評を博した。 ○館蔵資料(歴史・民俗)については、これまで統一した管理がされておらず、元年度は民俗資料に関して、原簿・資料を統一的に整理・作成することで、寄贈者・資料名・数量・収蔵場所等を管理・把握できるようにした。</p>

高鍋町教育委員会の自己点検・評価シート No.3-2

評価基準 A・・・達成している(90%以上) B・・・ほぼ達成している(70%以上90%未満) C・・・概ね達成している(50%以上70%未満) D・・・達成していない(50%未満)

大項目	中項目	小項目	点検・評価
<p>3 教育委員会が管理執行を 教育長に委任する事務</p>	<p>(2) 学校、家庭、地域住民等が互いに支え合う社会教育の推進</p>	<p>⑬美術館教育普及事業</p>	<p>A</p> <p>○【実技講座】:実習室を使った実技講座、3講座(消しゴムはんこ、水彩絵手紙、超リアル色鉛筆/毎月1回。3月は新型コロナウイルス対策により休講)を実施し、合計24名が受講した。 ○【ワークショップ等】:実習室、多目的ホールなどを使った募集によるワークショップ(和菓子設計室/12人)のほか、子ども会等からの申込によるワークショップを実施した(4回/152人)。また、「絵手紙体験教室」・「古墳箸置き作り」・「みんなで20周年をお祝いしよう!海辺でわのわ」と題したワークショップ、「時と空間を旅する古墳あるき」・「角銅真実スペシャルLIVE」など展覧会関連イベントを実施した(11種/442名) ※募集型ワークショップ「小さな錯視空間をつくろう」・「ブラックライトであそぼう」は、新型コロナウイルス感染拡大に係る臨時休館のため中止した。 ○【その他】:美術館開館20周年を記念し、約800点の本館収蔵品から高鍋町や宮崎県にゆかりのある作品48点を厳選した図録を発行した。また、併せて人気作品5点のポストカードを作成した。 どちらも開館以来初の作成となり、収蔵品を一般に広く紹介し、教育普及の一助とすることができた。</p>
		<p>⑭美術館展示事業</p>	<p>A</p> <p>○常設展は「高鍋町美術館のあゆみ 1999～2008」(前期/3,506人)、「高鍋町美術館のあゆみ 2009～2019」(後期/1,605人)。 ○特別展として、開館20周年記念企画「パラレル・トラベル展」(1,721人)を開催。 ○その他、「高鍋町美術展覧会(無審査展)」(418人)、「瀧下白峰・むつ子『心にしみる絵手紙展』」(1,751人)、「『スペインの空を仰いで』岡野耕三・又木啓子展」(1,171人)、「西都・児湯の子どもたちによる絵画展」(934人)、「高鍋高校美術・書道部展」(413人)の5つの企画展覧会を開催することで、町民に芸術作品に触れる機会、作品発表の場を提供し、本町の文化振興を図った。</p>

自己評価に対する学識経験者の意見

令和元年度の高鍋町教育に関する事務の管理及び執行の状況について、高鍋町教育委員会からの説明を受け、提出された関係文書及び諸報告書等を審査しました。高鍋町教育委員会からの説明事項や関係文書、報告書等をもとに検討した結果、下記のように概要をとりまとめました。

記

1. 高鍋町総合教育会議を開催し、高鍋町教育大綱の見直しを行い、重要案件については、常に町長部局との報告・連絡・相談に努め、連携が図られています。
教育委員会会議は規則に則り開催され、教育委員相互の活発な意見交換や質の高い協議により共通理解が図られ、課題解決への取組、研修会等への積極的な参加によって自己研鑽に努力されています。
2. 令和元年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について、「郷土を愛し、自信と誇りを持つ子どもを育む学校教育」「学校、家庭及び地域住民等が互いに支えあう社会教育」の教育の重点施策に基づき、学校教育、社会教育及び教育関係諸施設を含めた計画が遅滞なく確実に実施されていることを確認しました。
また、前年度の指摘事項や要望事項等についても令和元年度の運営に所々に生かされていることがうかがえます。
高鍋町教育委員会としての各小中学校に対する教育課程の実施状況を把握するための学校訪問が年間を通して計画的に実施されており、各教科、道徳特別活動等についての指導助言、援助活動も適切になされています。引き続き各小中学校が実施している諸調査・検査の結果や学校の実態等を考慮しながら教育的課題を整理して、各学校に明確な問題意識や目的意識を持たせながら、具体的な指導助言を願うものであります。
3. 高鍋町教育委員会に平成28年度より指導主事が配置され、教育的課題解決のために活用が図られて成果を上げられています。これまで以上に小・中・高の交流と地域との連携が図られて、効果ある学校教育が推進されています。また、キャリア教育支援センターを核とした「キャリア教育」及び「ふるさと教育」が推進されており、各小中学校の向上に向けた具体的な取組により成果を収めていることが確認できます。
今後とも、指導主事配置の強みを活かして、町内すべての教職員「小・中学校9年間の指導の系統性を踏まえた学力向上の推進」のために部会として組織して、指導方法の工夫改善や、「できる！わかる！」指導力の向上、家庭学習の結果を授業に活かす工夫などを、各学校の研究支援とともに、教員の指導力の実態に即して繰り返し指導助言しながら、高鍋町立学校の力強い実践が進展するように支援をお願いするものであります。

4. ALT（外国語指導助手）の2人配置が実現し、中学校の言語活動の充実を図るための派遣回数の見直しと訪問曜日の固定化等時数や配置方法に検討改善が行われました。このことが、教職員の資質の向上や外国語教育充実につながったものと考えられます。

今後とも、担任と英語教師がALTとの効果的な言語活動を行うために、限られた勤務時間の中ではありますが、管理職や教務主任のリーダーシップにより、関係職員の情報交換と授業準備のための時間確保のできる環境整備をお願いするものであります。

5. 各小中学校の生徒指導状況については、各学校から提出された月例の生徒指導状況を確認しながら、記録の変化や細かな事案に対しても即対応されていることが推察されます。また、児童生徒一人ひとりに対する教師や保護者への適切な指導助言や援助活動がなされていることによって、学校や家庭での生活状況も安定して健全な学校生活が送られていることも推察されるところであります。

少数ながら小中学校に不登校の児童生徒が在籍しており、適応指導教室への通級も見られますが、地道で連携した取組によって学校への復帰、卒業、高校進学ができて、成果が得られていることは、保護者にとっても学校にとっても努力の成果を実感できた喜ばしいことであったと共感できます。

今後とも教委と学校や担任教師、教育相談員、訪問支援員とが連携を深めながら情報を共有し、必要に応じて専門機関と連携したり助言を仰いだりしながら、関わりの継続を願うものであります。

また、小学校入学前の就学支援委員会において、幼稚園・保育園からの的確な情報の収集と把握を行い、幼稚園・保育園・小学校が連携を深めながら、子どもへの対応の仕方を共有し、小学校への適応がスムーズにいくような研究を深めてほしいと願います。

特に、配慮の必要な子どもに対しては、幼・保関係者と保護者を含めて適切な就学のあり方について十分理解を図って、入学してからの学校としての関わり方や教職員が連携して支援していくこと等を保護者に説明して信頼を得ることがなによりも大切であると考えます。

更に、役場内関係各課や関係機関との連携と横断的な取組をなお一層充実させていただきたいと願うものであります。

6. 学校、家庭、地域住民等に対する社会教育の推進においては、育成事業、助成事業、支援事業等が計画的で、工夫と配慮がなされた活動が実践されており、それぞれの目的を果たしていると確認できます。

また、県や町の文化財等の保護や活用、高鍋湿原の管理及び活用等についても施設環境整備嘱託員を通年雇用するなど、努力と工夫を凝らした運営がなされており、成果がうかがえます。

7. 社会体育においては、町民の健康と体力の維持増進を図りながら、明るい町づくりのため各種スポーツ大会が計画的に実施されています。また、行事においては、多くの町

民が参加しており、その目的が達成されるような工夫と努力がうかがわれます。

しかしながら、今後ますます若者の減少や地域コミュニティの結びつきの低下等や人口減少化、高齢化等の要因から、自治公民館対抗等の各種大会において、参加数の減少が進行してきており、事業の運営とともに後継者等の人材育成が今後の検討課題であります。

5年後、10年後の各自治公民館の実態、特に人口の推移、少子高齢化による自治公民館の体力、ひいては町全体の状況を見通すことによって、継続する行事、新規事業、縮小したり取り止めたりする行事について、年度末から心配されている新型コロナウイルス感染予防・拡大防止対策を機に抜本的に考え直す時期に来ていると考えられます。

8. 町立高鍋図書館、歴史総合資料館、美術館においては、それぞれの施設での年間計画に基づいた特色ある企画や講座、展示等が実施されており、町民のみならず、県民や町内外の児童生徒に学習の機会を提供して好評を得ています。また、持田古墳、黒水家住宅、秋月墓地、高鍋湿原等それぞれの施設に環境整備嘱託員や町民ボランティア、協力者の参加を得た事業の推進と管理運営に努めておられます。高鍋町の宝物が大きく活用されていると認識しています。

今後の事業の発展、向上は、各施設での事業内容の再検討や施設相互の連携、広報活動の仕方の工夫が求められます。また、「高鍋神楽」の国の文化財指定に向けた取組、記録作成等の新たな企画に対しては、町当局の理解と相応の予算措置が大事であり、着実に作業が進められており成果が上がっていることに、関心ある者の一人として大いに期待しているところであります。

9. 第6次高鍋町総合計画【高鍋町の将来像】

歴史と文教の城下町 たかなべ ～ 対話でつながる 豊かで美しいまちづくり ～

本町の歴史は、改革の努力を積み重ねてきた歴史であり、文教は、改革に努力する風土の中で人財を育て導くという意味に捉えて、対話によって自らがまちの未来を見だし、みんなでできること、家族など小さいグループでできること、一人からできることといった各場面で、町民みんながまちの主体者となって行動していけば、自ずと高鍋らしい豊かで美しいまちがつくられていく、との将来像を掲げ、それに基づく施策が推進されており、公民館事業、高齢者教室事業、生涯学習推進事業等が与えられた配当予算の中でそれぞれ工夫を凝らしながら充実した実践がなされています。また、自治公民館を支援し、活動を効果的にするためのコミュニティ助成も適切になされており、地域の連帯感や自治意識の高揚に貢献していることがうかがえます。

山形県米沢市との姉妹都市としての少年少女交流事業が長年にわたり取り組まれていることは、豊かな人間性の成長と郷土に誇りを持ってたくましく生きる高鍋の人づくりに大きく貢献していると言えます。

平成25年度に制定された高鍋町・高鍋町教育委員会「新明倫の教え」が学校教育、社会教育のあらゆる機会と場において朗読することによって理解と普及を図り、町民

の意識の高揚と積極的な実践の基盤として根付きつつあることは素晴らしいことであると思います。

新年度は特に、新型コロナウイルス感染拡大が児湯地区を始め県全体で懸念され、教育行政のみならず全領域で最重要課題となることでしょう。町役場全職員、教育委員会の英知を結集した課題解決への取組が推進されることと思われまます。本地区は、10年前の口蹄疫の苦境から復興した実績のある地域であり、住民の底力があります。本町の基本理念「国（まち）づくりは人づくり、人づくりは国（まち）づくり」を念頭に置き、教育委員会の組織・機構が最大限に機能して、高鍋町の教育的課題解決に果敢に取り組まれることにより、高鍋町の教育が更に充実発展することを大いに期待いたすものであります。

令和 2 年 7 月 28 日

高鍋町教育委員会評価等委員 藤崎 義昭